

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部を改正する条例案の主な内容

## 1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正があったことから、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第26号）について、以下のとおり規定を整備する。

### (1) 第12条（虐待等の禁止）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

### (2) 第17条第2項（利用乳幼児及び職員の健康診断）

母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、家庭的保育事業者等は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。

### (3) その他規定の整備

## 2 新旧対照表

改正後（案）	現行
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第三十三条の十第一項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第三十三条の十</u> 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第十三条から十六条まで（略） (利用乳幼児及び職員の健康診断)	第十三条から十六条まで（略） (利用乳幼児及び職員の健康診断)
第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u> が行われた場	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、 <u>利用</u>

合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手續をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第十八条から付則第八条まで（略）

第九条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

付 則  
この条例は、公布の日から施行する。

開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手續をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第十八条から付則第八条まで（略）

第九条 前二条の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。